

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年6月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701106号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800046号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和31年7月1日から昭和32年4月1日まで
② 昭和32年4月1日から昭和34年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうちの請求期間①及びC事業所に勤務した期間の請求期間②について厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、請求期間①及び②について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者のA事業所に係る厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録において、昭和31年4月20日から同年7月1日までの期間と記録されているところ、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の職員の回答及び陳述により、期間は特定できないものの、請求者は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日以降についても引き続き当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社及びD事業所は、請求期間①当時の資料は保管しておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E省F局は、請求者が請求期間①にA事業所に在籍していたことを示す資料はないと回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、請求期間①の後、C事業所において引き続き勤務した旨陳述しているところ、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複

数の職員の回答及び陳述により、期間は特定できないものの、請求者は、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社及びG事業所は、請求期間②当時の資料は保管しておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E省F局は、請求者が請求期間②にC事業所に在籍していたことを示す資料はないと回答している。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701347号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院(現在は、B法人)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年5月1日から昭和60年5月1日まで

C大学から、研修期間の1年出張として、A病院に出向を命じられ、請求期間には同病院で勤務していた。同時期に同じ待遇で出張していた同僚には年金記録があるとのことである。年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間にA病院において厚生年金保険被保険者となっている複数の者の回答及び請求者が提出したC大学の職員名簿(昭和59年7月1日現在)により、請求者が請求期間に同病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A病院において厚生年金保険被保険者となっている複数の者が、請求期間又はその近接した時期にC大学から出向してきた医師として名前を挙げた者の中には、同病院において厚生年金保険被保険者となっていない者が複数確認できる。

また、A病院において厚生年金保険被保険者となっていないものの、C大学から医師として同病院に出向していたと回答した複数の者は、いずれも同病院への出向期間中の給与明細書を保有していないことから、同病院が、出向してきた医師の給与から、厚生年金保険料を控除していたか否かを確認することができない。

さらに、B法人は、当時の資料は保管されておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨回答している。

加えて、A病院に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に整理番号の欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。